（児童福祉法施行令の特例）

第一条　児童福祉法第二十四条の三第六項に規定する施設給付決定保護者であって、平成二十二年六月四日から平成二十四年三月三十一日までの間（以下「特例対象期間」という。）に平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての所得税及び法人税の臨時特例に関する法律（平成二十二年法律第五十号）第一条第一項に規定する手当金等（以下「手当金等」という。）の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者（障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第一項第四号に規定する特定支給決定障害者（第三条第一項及び第三項において「特定支給決定障害者」という。）にあっては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者（次項において「口蹄疫特例措置対象施設給付決定保護者」という。）に係る児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）第二十七条の二第一項に規定する負担上限月額及び同令第二十七条の四第一項の高額障害児施設給付費算定基準額については、同令第二十七条の二第一項及び第二十七条の五の規定により定める額が、それぞれ、同項第二号中「指定施設支援（同項に規定する指定施設支援をいう。以下同じ。）のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同項第三号中「指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同項第四号中「指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定施設支援」とあるのは「者が指定施設支援（法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同令第二十七条の五の規定にかかわらず、当該額とする。

2　口蹄疫特例措置対象施設給付決定保護者に係る児童福祉法施行令第二十七条の十一第一項に規定する障害児施設医療負担上限月額及び同条第二項第一号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでに定める額については、同条第一項の規定により定める額及び同号イからニまでに掲げる区分に応じそれぞれイからニまでの規定により定める額が、それぞれ、同令第二十七条の二第一項第四号中「指定施設支援のあつた月の属する年度（指定施設支援のあつた月が四月から六月までの場合にあつては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同令第二十七条の十一第一項第三号中「指定施設支援のあつた月の属する年の前年（指定施設支援のあつた月が一月から六月までの場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年の」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定施設支援のあつた月の属する年の前年に」とあるのは「同年に」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同条第二項第一号の規定にかかわらず、当該額とする。

（介護保険法施行令の特例）

第二条　介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に対して介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第七項の規定により支給されるべき高額介護サービス費の額が、同条第五項第一号中「居宅サービス等のあった月の属する年度（居宅サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第七項中「居宅サービス等のあった月の属する年の前年（居宅サービス等のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあり、及び「当該居宅サービス等のあった月の属する年の前年（当該居宅サービス等のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあるのは「平成二十一年」と読み替えた場合における当該者に対して支給されるべき高額介護サービス費の額（以下この項において「高額介護サービス費特例支給額」という。）を超えないときは、当該者に対して支給される高額介護サービス費の額は、同条第二項及び第七項の規定にかかわらず、当該高額介護サービス費特例支給額とする。

2　介護保険法第五十三条第一項に規定する居宅要支援被保険者であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に対して介護保険法施行令第二十九条の二第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第七項の規定により支給されるべき高額介護予防サービス費の額が、同条第五項第一号中「介護予防サービス等のあった月の属する年度（介護予防サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同条第七項中「介護予防サービス等のあった月の属する年の前年（介護予防サービス等のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該介護予防サービス等のあった月の属する年の前年（当該介護予防サービス等のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年）」とあるのは「同年」と読み替えた場合における当該者に対して支給されるべき高額介護予防サービス費の額（以下この項において「高額介護予防サービス費特例支給額」という。）を超えないときは、当該者に対して支給される高額介護予防サービス費の額は、同条第二項及び第七項の規定にかかわらず、当該高額介護予防サービス費特例支給額とする。

（障害者自立支援法施行令の特例）

第三条　障害者自立支援法第五条第十七項第二号に規定する支給決定障害者等であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であって、その者と同一の世帯に属する者（特定支給決定障害者にあっては、その配偶者に限る。）が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該同一の世帯に属する者に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る障害者自立支援法施行令第十七条第一項に規定する負担上限月額及び同令第二十条第一項の高額障害福祉サービス費算定基準額については、同令第十七条第一項及び第二十一条の規定により定める額が、それぞれ、同項第二号イ中「指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。）のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同号ロ及び同項第三号中「指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同項第四号中「指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度（指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、「者が指定障害福祉サービス等」とあるのは「者が指定障害福祉サービス等（法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。）」と読み替えた場合におけるこれらの規定により定める額を超えるときは、同項及び同令第二十一条の規定にかかわらず、当該額とする。

2　障害者自立支援法第五十四条第三項に規定する支給認定障害者等であって、特例対象期間に手当金等の交付を受けたもの（手当金等の交付を受けていない者であって、その者が保護者である同法第四条第二項に規定する障害児又はその者と生計を一にする障害者自立支援法施行令第二十九条第一項に規定する支給認定基準世帯員が手当金等の交付を受けたものを含む。）のうち、その交付（当該障害児又は当該支給認定基準世帯員に係る手当金等の交付を含む。）を受けた日の属する年の翌年の七月一日から翌々年の六月三十日までの間にある者に係る同令第三十五条第一項に規定する負担上限月額については、同項の規定により定める額が、同項第二号及び第三号中「指定自立支援医療のあった月の属する年度（指定自立支援医療のあった月が四月から六月までの場合にあっては、前年度）」とあるのは「平成二十二年度」と、同項第四号中「指定自立支援医療のあった月の属する年の前年（指定自立支援医療のあった月が一月から六月までの場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。）」とあるのは「平成二十一年」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年の」とあるのは「平成二十一年の」と、「当該指定自立支援医療のあった月の属する年の前年に」とあるのは「同年に」と読み替えた場合における同項の規定により定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該額とする。